

職長教育及び職長・安全衛生責任者教育開催のご案内

令和 4年8月
青森労働局登録教習機関
実施機関：(一社)弘前地区労働基準協会

事業者は、職場の職長等の第一線監督者に新たに就く者に対して、必要な教育を行わなければならないとなっております。当協会では、労働災害防止の一環として、労働安全衛生法第60条に基づく標記教育を下記により開催致しますので、この機会に多数受講頂きますようご案内申し上げます。

◆ 職長等の教育を行うべき業種(労働安全衛生法施行令第19条)

- | | | |
|--------|--------|-----------|
| 1. 建設業 | 3. 電気業 | 5. 自動車修理業 |
| 2. 製造業 | 4. ガス業 | 6. 機械修理業 |

※ 食料品製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業の皆様は、令和5年4月1日から職長等に対する安全衛生教育が義務化になります。

➡ https://www.jisha.or.jp/seminar/topics/pdf/shokuchu_kakudai.pdf



◆ 安全衛生責任者教育を行うべき業種

- | | |
|--------|--------|
| 1. 建設業 | 2. 造船業 |
|--------|--------|

労働安全衛生法第16条では、統括安全衛生責任者を選任すべき事業者(元方事業者)以外の請負事業者(関係請負事業者)においては、安全衛生責任者を選任し、その者が統括安全衛生責任者と連絡をとりながら、労働災害防止の措置をとるよう定めております。

1. 開催日時 11月 9日(水) 8:50~17:00
10日(木) 8:50~17:10
※職長教育のみの受講者は、10日(木)は15時で終了となります。

2. 開催場所 サンライフ弘前 2階集会室(弘前市豊田1丁目8-1)

3. 受講料金	○職長教育	○職長・安全衛生責任者教育
	・会員事業場 14,740円	・会員事業場 16,500円
	テキスト代 880円	テキスト代 1,650円
	合計金額 15,620円	合計金額 18,150円
	・非会員事業場 19,140円	・非会員事業場 20,900円
	テキスト代 880円	テキスト代 1,650円
	合計金額 20,020円	合計金額 22,550円

4. 支払方法 受講料金は下記銀行に振込をお願い致します。(手数料はご負担願います)
また当協会へ持参しても構いません。

青森銀行 津軽和徳支店 普通 口座番号 103406
口座名義 (一社)弘前地区労働基準協会

5. 申込締切日 **令和 4年11月2日(水)**
※但し、定員に達し次第、受講申込の受付を終了致します。

6. 申込方法 ①「受講申込書」に必要事項を記入の上、持参または郵送にてお申し込み下さい。
②修了証用の写真を1枚添付して下さい。
・縦30mm×横24mm ・6か月以内に撮影したもの
・正面、脱帽、上三分身 ・写真裏面に氏名を記入

7. 申込先
- 〒036-8081
(一社)弘前地区労働基準協会 (弘前市大字福田字福岡10)
TEL: 0172-26-0663 FAX: 0172-29-1226
受付時間 [午前] 8:30~12:00 [午後] 1:00~5:00

8. その他 ①受講申込後の取り消しは、申込締切日までにご連絡のあった場合に限り、受講料をお返し致します。
※申込締切日後の受講キャンセルにつきましては、いかなる理由がありましても受講料の返金は致しませんので、予めご了承下さい。しかし、新型コロナウイルス感染拡大等により当協会の都合で中止となった場合は、受講料をお返しいたします。受講料以外につきましては、各自ご負担いただきますようお願いいたします。
②講習時間が法令で定められておりますので、遅刻・欠席・早退等の場合には未了となり修了証の交付は出来ませんので、ご承知下さい。
※負傷、疾病等で療養中の方は受講をご遠慮下さい